

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

## 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/  
association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/  
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
愛媛県消費生活センター	089-925-3700
消費者ホットライン <small>※お近くの市町・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。</small>	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス愛媛	050-3383-5580
愛媛弁護士会法律相談センター『多重債務無料法律相談』 【無料・予約制】	089-941-6279
愛媛県司法書士会	089-941-8065

### 事業者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口	087-811-7801
愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2481
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル <small>※電話で受付、面談による相談。 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。</small>	0570-001-240
愛媛県司法書士会	089-941-8065

## 市区町村の相談窓口

松山市	市民生活課（消費生活センター）	089-948-6211 089-948-6382
今治市	市民参画課（消費生活センター）	0898-36-1655
宇和島市	市民課（消費生活センター）	0895-20-1075
八幡浜市	商工観光課（消費生活センター）	0894-24-0188
新居浜市	男女参画・市民相談課（消費生活センター）	0897-65-1206
西条市	くらし支援課（消費生活センター）	0897-52-1495
大洲市	商工産業課（消費生活相談窓口）	0893-24-1790
伊予市	商工観光課（消費者相談窓口）	089-982-1289
四国中央市	市民くらしの相談室（消費生活相談窓口）	0896-28-6143
西予市	経済振興課（消費生活センター）	0894-62-1285
東温市	総務課（消費生活相談窓口）	089-964-4400
上島町	観光戦略課（消費生活相談窓口）	0897-77-2252
久万高原町	住民課（消費生活相談窓口）	0892-21-1111
松前町	産業課（消費生活相談窓口）	089-985-4120
砥部町	商工観光課（消費生活相談窓口）	089-962-2367
内子町	住民課（消費生活相談窓口）	0893-44-5026
伊方町	町民課 環境政策係（消費生活相談窓口）	0894-38-2653
松野町	ふるさと創生課（消費生活相談窓口）	0895-42-1116
鬼北町	企画振興課（消費生活相談窓口）	0895-45-1111
愛南町	商工観光課（消費生活相談窓口）	0895-72-1405

### ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス  
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を  
満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

### ■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務につい  
て相談に応じることができます。  
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であ  
れば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。